

令和2年度環境省大臣官房環境計画課委託

令和2年度「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムの
プロジェクト管理支援及び政策的助言等」に係る委託業務

令和2年度地方公共団体における 地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書

令和3年3月

株式会社 野村総合研究所

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の方法	1
3. 調査対象	3
4. 調査内容	4
5. 回答状況	4
6. 分析結果についての留意点	4
7. 本報告書の構成	5
(1) 調査結果のPDCAサイクルに沿った分類	5
(2) その他地球温暖化対策に関する事項に関する分析	6
第2章 施行状況調査詳細	7
1. 基礎情報	7
(1) 団体区分 <Q0-1>	7
(2) 団体内の体制 <Q0-2>	8
(3) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況 <Q0-3>	13
(4) 一部事務組合及び広域連合の事務内容<Q0-4>	17
(5) 地域エネルギー事業の実施状況 <Q0-5>	19
(6) 特定事業者及び特定事業所排出者該当可否 <Q0-6>	23
(7) 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働状況 <Q0-7>	25
2. 事務事業に関する事項	29
(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 <Q1-1>	29
(2) 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象 <Q1-2>	61
(3) 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み <Q1-3>	81
(4) 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況 <Q1-4>	87
(5) 事務事業に関する吸収源対策の取組状況 <Q1-5>	95
(6) 実行計画（事務事業編）の措置実施状況 <Q1-6>	103
(7) 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等 <Q1-7>	110
(8) 実行計画（事務事業編）の見直し <Q1-8>	134
(9) 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの <Q1-9>	144
(10) 算定対象となる施設の把握 <Q1-10>	146
(11) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設 <Q1-11>	158
(12) 再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況	

<Q1-12>	174
(1 3) 温室効果ガス削減に向けて実施している取組 <Q1-13>	181
(1 4) 職員に対する取組 <Q1-14>	187
3. 区域施策に関する事項	193
(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 <Q2-1>	193
(2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 <Q2-2>	219
(3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み <Q2-3>	320
(4) 区域施策に関する吸収源対策の取組状況 <Q2-4>	324
(5) 国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況 <Q2-5>	328
(6) 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り 組んでいるもの <Q2-6>	347
(7) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 <Q2-7>	349
(8) 実行計画（区域施策編）の見直し <Q2-8>	367
(9) エネルギー事業者からのデータ提供 <Q2-9>	378
4. その他地球温暖化対策に関する事項	394
(1) 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策 <Q3-1>	394
(2) 気候変動適応に関する取組状況 <Q3-2>	403
(3) 地域循環共生圏に関する取組状況 <Q3-3>	426
(4) 国際イニシアチブへの参加状況 <Q3-4>	430
(5) 2050年温室効果ガス実質排出量ゼロに向けた計画やロードマップ策定状況 <Q3-5>	435
5. 意見・要望	438
(1) 実行計画の策定・改定のために必要な行政支援 <Q4-1>	438
(2) 「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」を利用した調査形式 に関する意見・要望 <Q4-2>	448
(3) 環境省に対する意見、要望 <Q4-3>	450

はじめに

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に我が国が国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定した。同計画は、我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにしている。また、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が今後の地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。

併せて、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの国の方針に基づき、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進するために、地球温暖化対策推進法が一部改正され、平成 28 年 5 月 27 日に公布・施行された。

「地方公共団体実行計画」（通称「事務事業編」及び通称「区域施策編」の二つから構成）は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められている。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）により地球温暖化対策推進法第 21 条が適用又は準用されている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が、「地球温暖化対策計画」に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である。これは、全ての都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合に策定が義務付けられている。

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）が、「地球温暖化対策計画」に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画である。全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられている。また、その他の市町村（特別区を含む。）についても、策定・実施に努めることが期待されている。

このため、環境省では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況等を毎年度調査しており、今般、令和 2 年 10 月 1 日現在の調査結果を取りまとめた。

第 1 章 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

調査は、①事前登録（各団体の連絡先及び実行計画策定状況等を把握）と②施行状況調査の 2 段階で行った。事前登録は調査対象団体の負担軽減や調査票の回収を円滑に行うことを目的として、今年度から「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」の「アンケート調査」機能を使用して実施した。アカウント未登録団体には、Microsoft Excel ファイル調査票を配布し、電子メールまたは郵送により回収した。本調査は、昨年度と同様、LAPSS での調査を実施した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

● 実施期間

① 事前登録 : 2020 年 9 月 1 日から 2021 年 2 月 19 日まで

② 施行状況調査 : 2020 年 10 月 1 日から 2021 年 2 月 19 日まで

● 配布方法

① 事前登録

環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・Microsoft Excel ファイル調査票等を配布した。市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県を経由した。昨年度調査で使用した LAPSS のパスワード忘れによる事務局への問い合わせ連絡殺到を避けるため、全団体のパスワードを初期化し、各団体のパスワードを依頼状で通知した。

② 施行状況調査

事前登録に御回答いただいた各団体のメールアドレスに対し事前登録完了および本調査実施案内メールを送付し、LAPSS 上で施行状況調査本調査を回答してもらうこととした。LAPSS を使用できない団体については、電子メール又は郵送による調査票の配布を行った。

● 回収方法

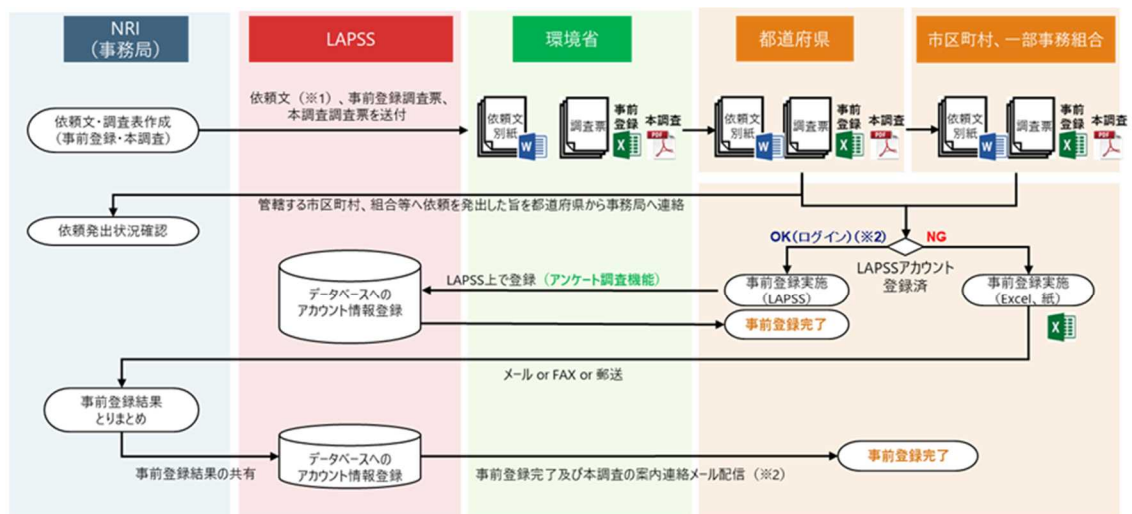
① 事前登録

LAPSS により回収した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

② 施行状況調査

LAPSS により回収した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

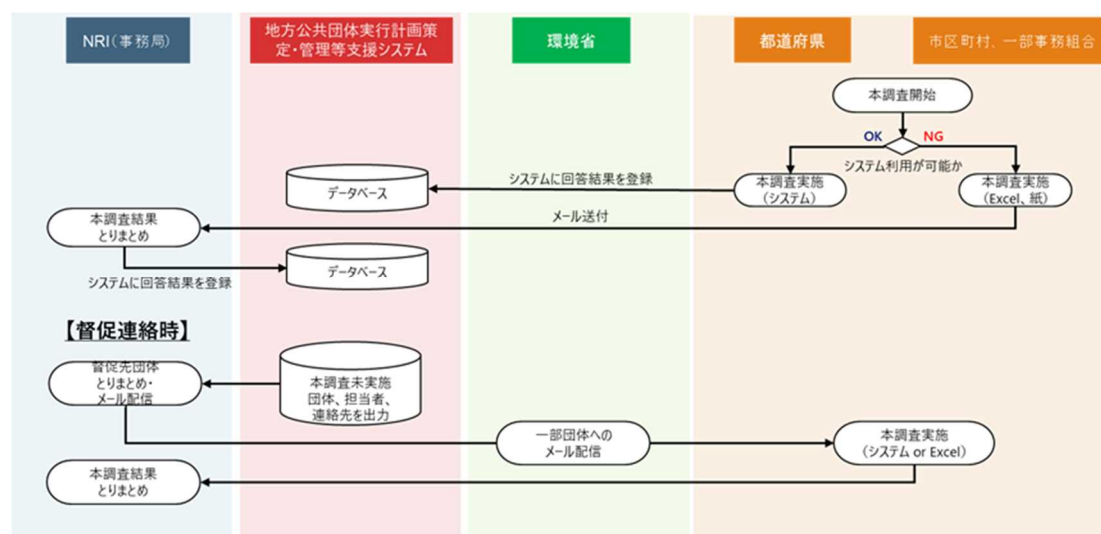
図表 1 調査フロー【事前登録】



※1...依頼状の中で、今年度使用する各団体のLAPSS/パスワードも通知

※2...LAPSSのログインIDを把握していない団体については、事務局に問い合わせてもらい、事務局から該当団体のID（メールアドレス）を通知

図表 2 調査フロー【本調査】



3. 調査対象

都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,540 団体の合計 3,328 団体を調査の対象とした。

図表 3 都道府県及び市町村（特別区含む。）の団体区分ごと対象団体数一覧

団体区分	対象団体数
都道府県	47
政令指定都市	20
中核市	60
施行時特例市	25
上記以外の市町村（特別区含む。） ¹	1,636
合計	1,788

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）は、「全国地方公共団体コード」の「一部事務組合等コード」（令和 2 年 10 月 1 日現在）に記載されている 1,540 団体（同じ団体名称で「普通会計分」と「事業会計分」に分かれている団体については、一団体一回答とするため「事業会計分」を除いている。）を対象とした。

¹ 本報告書では、政令指定都市・中核市・施行時特例市の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が大きい市」、政令指定都市・中核市・施行時特例市に該当しない市区町村の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が小さい市区町村」と表記している。なお、厳密には、中核市や施行時特例市には該当しないが、それと同等規模の団体も存在する点に留意する必要がある。また、市町村（特別区含む。）を「基礎自治体」と表記している。

4. 調査内容

以下の5項目に関する設問を設定し、都道府県及び市町村（特別区含む。）については次の①～⑤の5項目、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の3項目について調査を行った。

- ① 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ② 事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③ 区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④ その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県及び市町村（特別区含む。）のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点に留意されたい。

5. 回答状況

- ① 事前登録では、調査対象 3,328 団体のうち 3,313 団体（回答率 99.5%）から回答を得た。都道府県及び市町村（特別区含む。）については全 1,788 団体から回答を得た。うち、LAPSS による回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は 342 団体（電子メール：298 団体、郵送（FAX 含む）：44 団体）。
- ② 施行状況調査では、調査対象 3,328 団体のうち 3,306 団体（回答率 99.3%）から回答を得た。都道府県及び市町村（特別区含む。）については全 1,788 団体から回答を得た。うち、LAPSS による回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は 20 団体（電子メール：15 団体、郵送：5 団体）。

6. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの値で表記しているため、全ての値の合計が 100%にならないことがある。
- 人口規模については、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年1月1日現在）を参照した。

7. 本報告書の構成

本報告書（本編）では、「令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の全設問の調査結果を掲載している。本編では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組、課題の実態やその他地球温暖化対策に関する取組実態に係る詳細について整理することを目的としており、第2章以降でその調査結果を掲載している。

なお、**報告書（概要版）**では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組内容や各団体が抱える課題傾向を簡潔に整理し、今後必要となる支援策を検討することを目的に、特に「令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」設問の中でも、PDCAサイクル推進のポイントとなる設問、また今後の政府支援策の検討に資する設問に係る調査結果概要を掲載している。各団体の取組及びPDCAサイクル推進における課題概要については概要版を参照されたい。

（1）調査結果のPDCAサイクルに沿った分類

地方公共団体実行計画の事務事業編及び区域施策編はPDCAサイクルを基に推進されていることから、本調査の結果についても事務事業編と区域施策編に分け、それぞれをPDCAサイクルに沿った形で概要を示す。

図表 4 PDCAサイクルに沿った分類

	事務事業編	区域施策編
Plan	・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況	・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 排出量の算定で困難だったこと ・ 策定又は改定過程で困難だったこと ・ 共同策定の検討状況 ・ 直近の目標設定の有無
Do	・ 実施・進行管理を円滑に行うための取組 ・ 各種措置の実施状況（再生可能エネルギーの導入、吸収源対策、物品購入の配慮に係る事項） ・ 個別措置の実施状況	・ 進捗管理を協議・審議する場 ・ 各種対策・施策の実施状況（吸収源対策、再エネ施設に係る固定資産税減免、地域金融機関等との連携、報告・計画書制度等の整備・運用、低炭素型の都市・地域づくり、他団体との広域的な協調・連携） ・ 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策
Check	・ 実施状況に関する点検のタイミング ・ 点検の対象 ・ 推進過程で困っていること ・ 点検結果・評価の公表方法 ・ 直近の進捗状況に係る評価	・ 策定後の排出量の算定や対策・施策効果の把握の状況 ・ 進捗評価結果の公表方法 ・ 進捗評価結果に係る評価、順調・困難な要因

		・推進過程で困っていること
Act	・中間見直しの予定の有無 ・計画期間終了後の円滑な改定 ・点検結果の活用	・中間見直しの予定の有無 ・計画期間終了後の円滑な改定 ・点検結果の活用

（２）その他地球温暖化対策に関する事項に関する分析

気候変動適応や地域循環共生圏等に関する取組状況について概要を記述する。

第2章 施行状況調査詳細

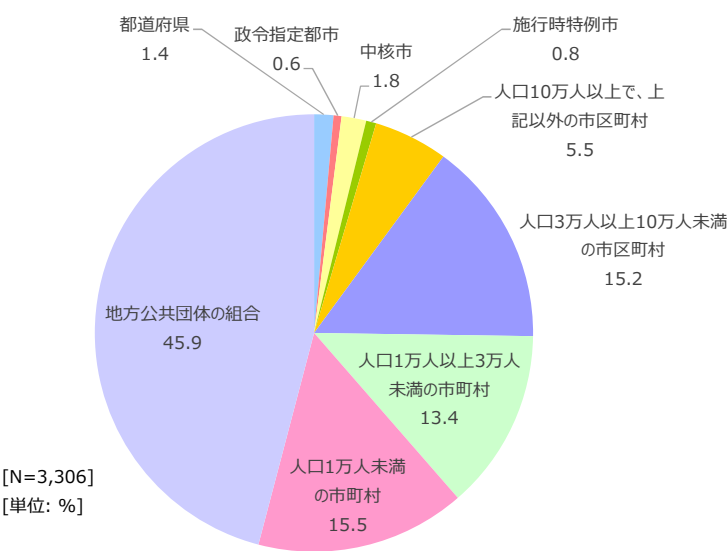
1. 基礎情報

(1) 団体区分 <Q0-1>

1) 地方公共団体の区分

本調査に回答した地方公共団体の構成は、都道府県・市町村（特別区含む。）が 1,788 団体（全体の 54.1%）、地方公共団体の組合が 1,518 団体（同 45.9%）である。

図表 5 地方公共団体の区分



	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	合計
団体数	47	20	60	25	181	501	442	512	1,518	3,306
比率 (%)	1.4	0.6	1.8	0.8	5.5	15.2	13.4	15.5	45.9	

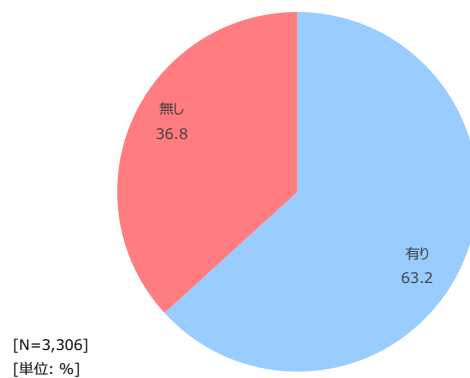
（２）団体内の体制 <Q0-2>

１）地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無

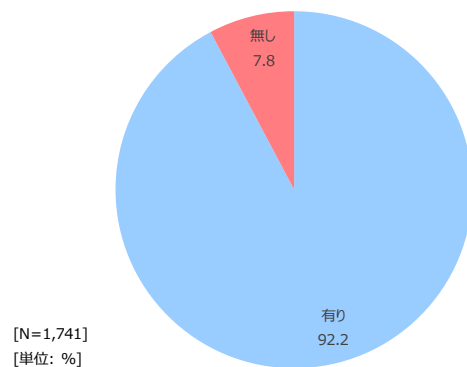
回答団体全体では、地球温暖化対策を担当する部（局）課係が有る団体が全体の 63.2%となっている（基礎自治体においては 92.2%）。

地方公共団体の区分別に見ると、地方公共団体の組合の 71.2%、人口 1 万人未満の市町村の 17.8%においては、地球温暖化対策を担当する部署が存在しない。

図表 6 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無

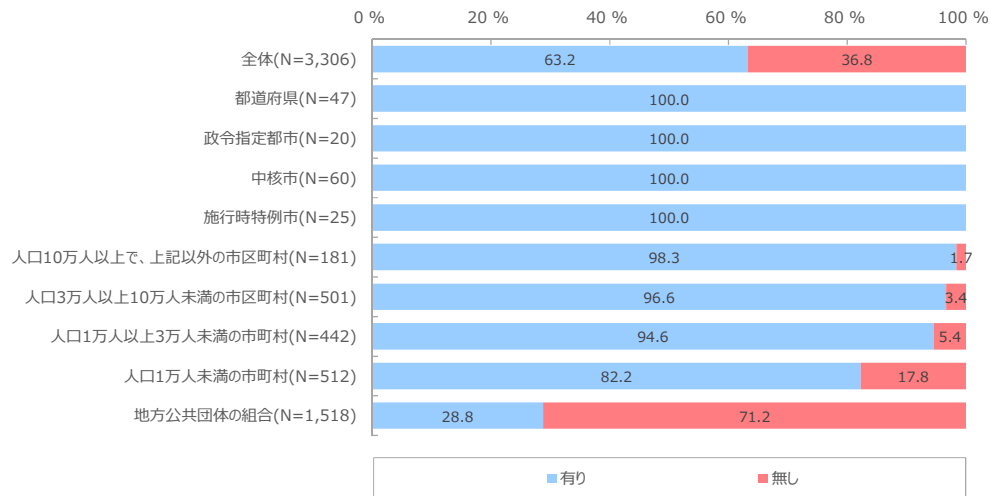


図表 7 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無【基礎自治体】



	有り	無し	合計
全体	1,606	135	1,741
比率 (%)	92.2	7.8	

図表 8 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無
【団体区分別】



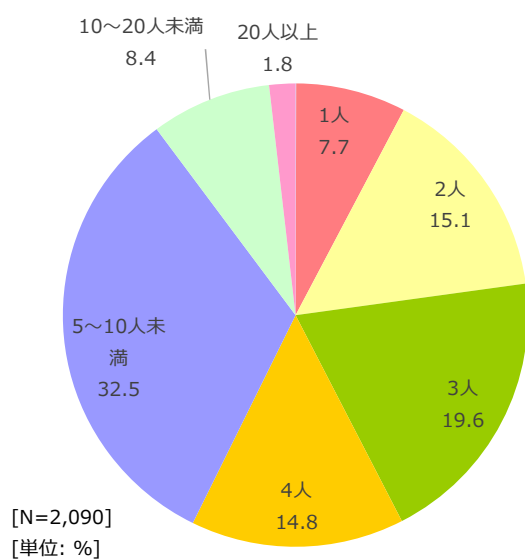
		有 り	無 し	合 計
回答数	全体	2,090	1,216	3,306
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	60	0	60
	施行時特例市	25	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	178	3	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	484	17	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	418	24	442
	人口1万人未満の市町村	421	91	512
比率 (%)	地方公共団体の組合	437	1,081	1,518
	全体(N=3,306)	63.2	36.8	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=60)	100.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	100.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	98.3	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	96.6	3.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	94.6	5.4	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	82.2	17.8	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	28.8	71.2	

2) 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の所属職員数

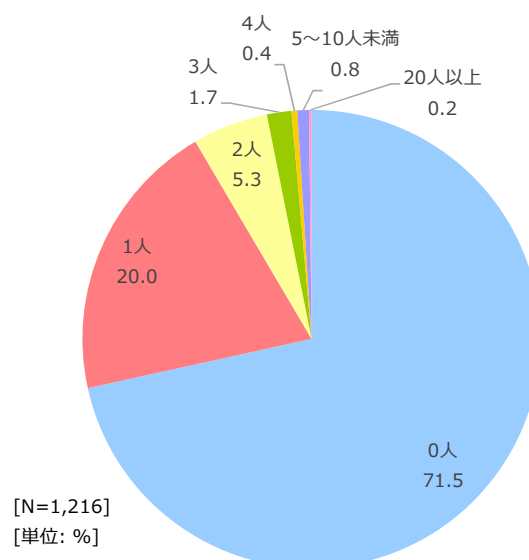
地球温暖化対策を担当する部（局）課係がある団体の中では、所属職員数は「5～10人未満」（32.5%）が最も多い。

地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体の中では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」である団体が71.5%に上る。

図表 9 地球温暖化対策を担当する
部（局）課系の所属職員数
＜地球温暖化対策を担当する
部（局）課係がある団体＞

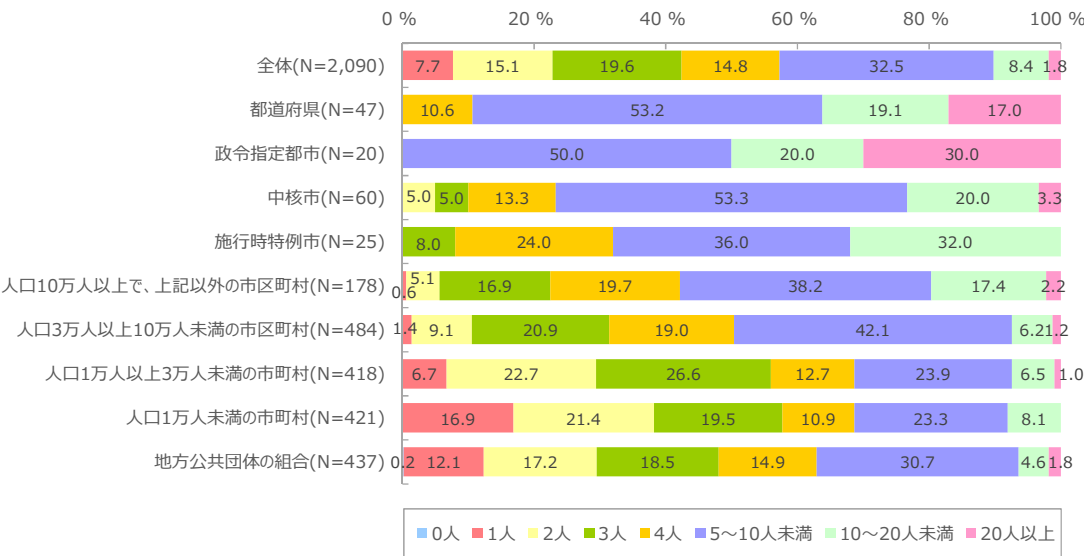


図表 10 地球温暖化対策に関する業務を
実際に担当する職員数
＜地球温暖化対策を担当する
部（局）課係がない団体＞



地球温暖化対策を担当する部署がある団体の中では、小規模な団体や組合になるほど、地球温暖化対策を担当する部署の所属職員数が少ない傾向があり、人口 3 万人未満の市区町村、組合では半数以上の団体で担当者数が 3 人以下となっている。

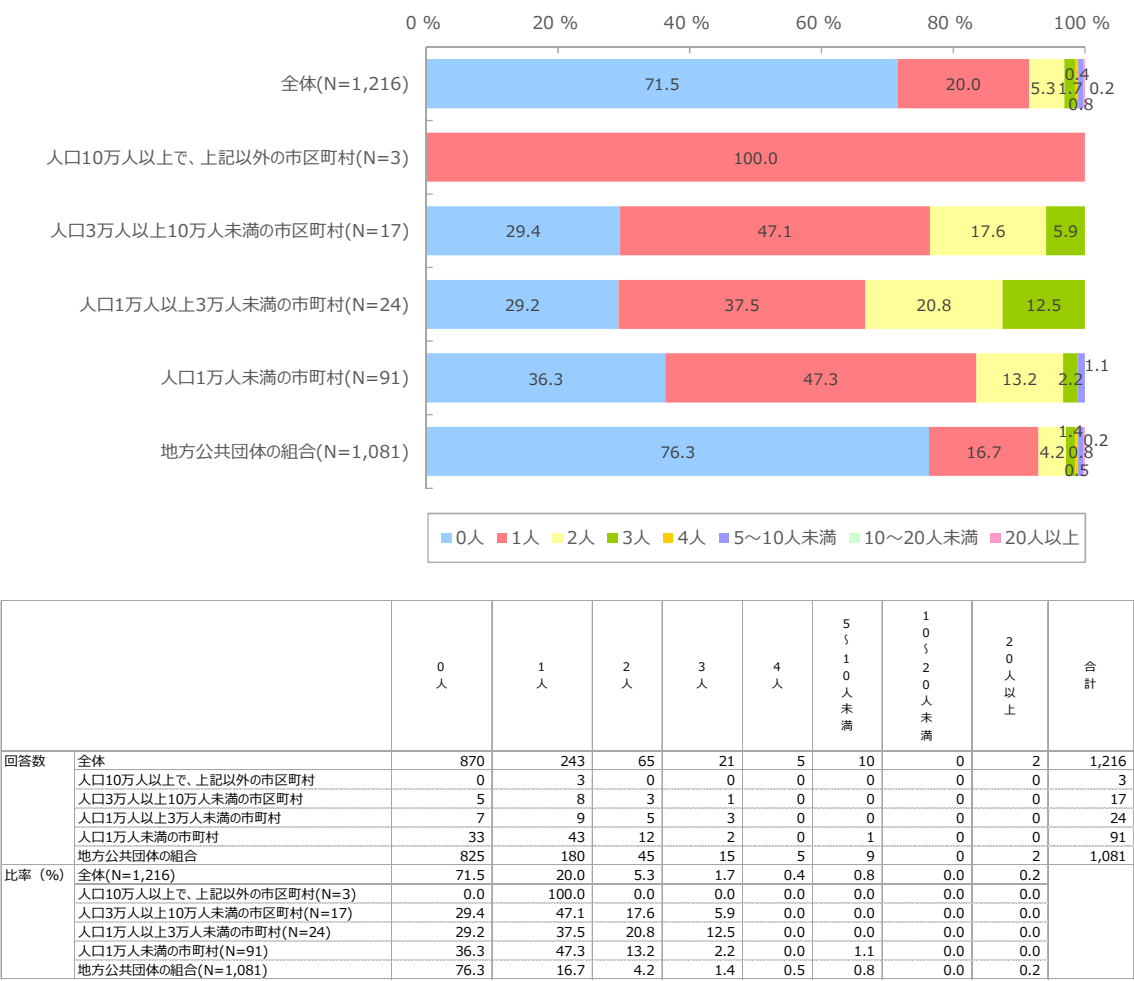
図表 11 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の所属職員数
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課系がある団体>【団体区分別】



		0人	1人	2人	3人	4人	5 ～ 10 人 未 満	10 ～ 20 人 未 満	20 人 以 上	合計
回答数	全体	1	160	316	410	310	680	175	38	2,090
	都道府県	0	0	0	0	5	25	9	8	47
	政令指定都市	0	0	0	0	0	10	4	6	20
	中核市	0	0	3	3	8	32	12	2	60
	施行時特例市	0	0	0	2	6	9	8	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	1	9	30	35	68	31	4	178
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	7	44	101	92	204	30	6	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	28	95	111	53	100	27	4	418
	人口1万人未満の市町村	0	71	90	82	46	98	34	0	421
比率 (%)	地方公共団体の組合	1	53	75	81	65	134	20	8	437
	全体(N=2,090)	0.0	7.7	15.1	19.6	14.8	32.5	8.4	1.8	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	0.0	10.6	53.2	19.1	17.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	20.0	30.0	
	中核市(N=60)	0.0	0.0	5.0	5.0	13.3	53.3	20.0	3.3	
	施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	8.0	24.0	36.0	32.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=178)	0.0	0.6	5.1	16.9	19.7	38.2	17.4	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	0.0	1.4	9.1	20.9	19.0	42.1	6.2	1.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=418)	0.0	6.7	22.7	26.6	12.7	23.9	6.5	1.0	
	人口1万人未満の市町村(N=421)	0.0	16.9	21.4	19.5	10.9	23.3	8.1	0.0	
	地方公共団体の組合(N=437)	0.2	12.1	17.2	18.5	14.9	30.7	4.6	1.8	

地球温暖化対策を担当する部署がない団体の中では、特に組合において、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」の団体が76.3%に上る。

図表 12 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
 ＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体＞【団体区分別】



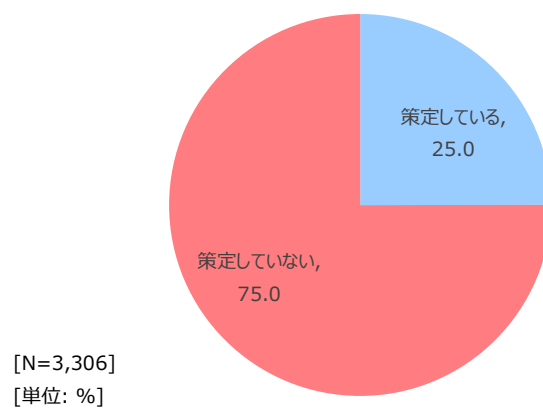
(3) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

<Q0-3>

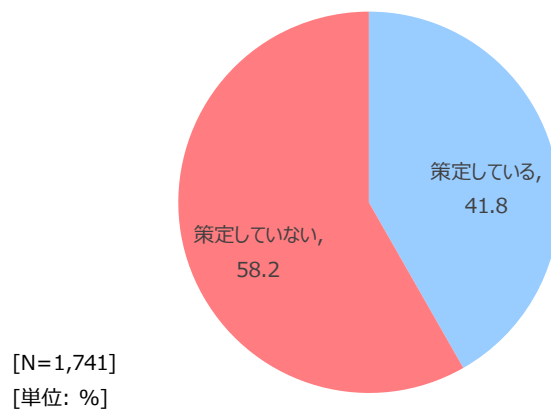
1) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体は、回答団体全体の 25.0%である（基礎自治体においては 41.0%）。

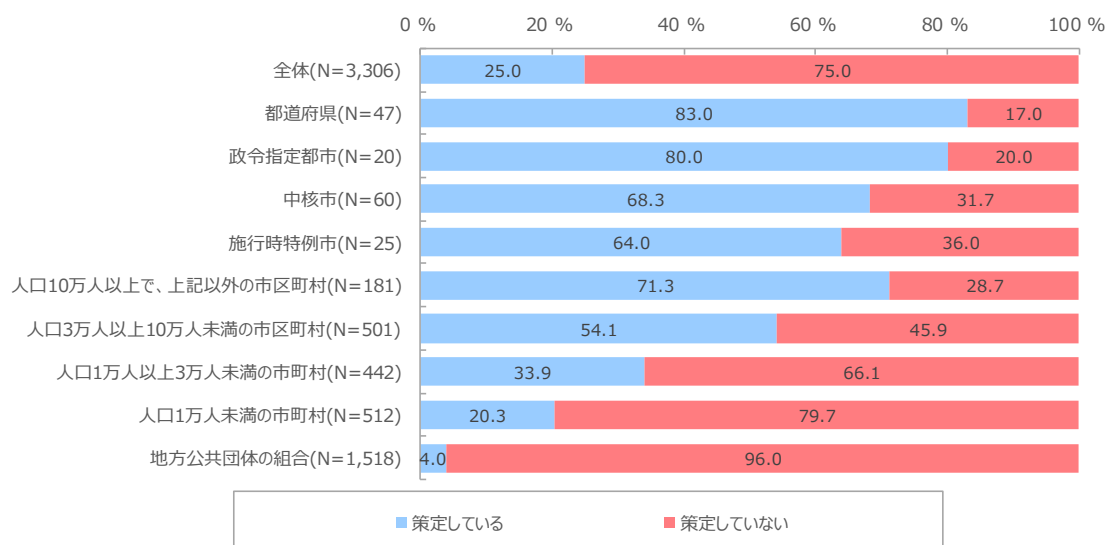
図表 13 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況



図表 14 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況
【基礎自治体】



図表 15 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況
【団体区分別】

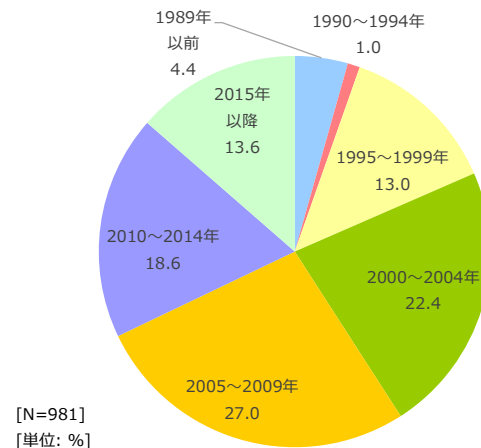


		策定している	策定していない	合計
回答数	全体	826	2,480	3,306
	都道府県	39	8	47
	政令指定都市	16	4	20
	中核市	41	19	60
	施行時特例市	16	9	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	129	52	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	271	230	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	150	292	442
	人口1万人未満の市町村	104	408	512
	地方公共団体の組合	60	1,458	1,518
比率 (%)	全体(N=3,306)	25.0	75.0	
	都道府県(N=47)	83.0	17.0	
	政令指定都市(N=20)	80.0	20.0	
	中核市(N=60)	68.3	31.7	
	施行時特例市(N=25)	64.0	36.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	71.3	28.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	54.1	45.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	33.9	66.1	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	20.3	79.7	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	4.0	96.0	

2) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年・目的

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年は、「2005～2009 年」(27.0%)、次いで「2000～2004 年」(22.4%)、「2010～2014 年」(18.6%)となっている。

図表 16 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年

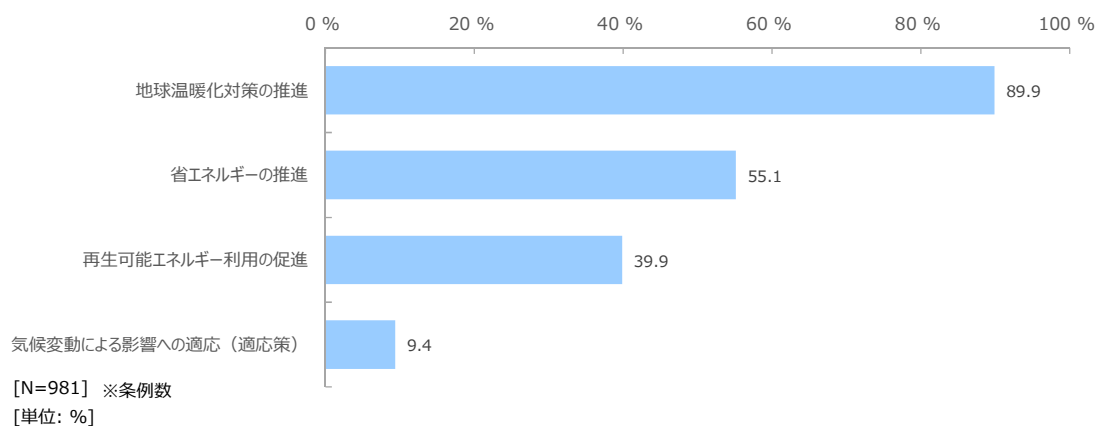


注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

	1989年 以前	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	2005～ 2009年	2010～ 2014年	2015年 以降	合計
全体	43	10	128	220	265	182	133	981
比率 (%)	4.4	1.0	13.0	22.4	27.0	18.6	13.6	

条例の目的は、「地球温暖化対策の推進」(89.9%)が最も多く、「省エネルギーの推進」(55.1%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(39.9%)と続く。

図表 17 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の目的



注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

例数に占める割合である。

	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応（適応策）	合計
全体	882	391	541	92	981
比率（％）	89.9	39.9	55.1	9.4	

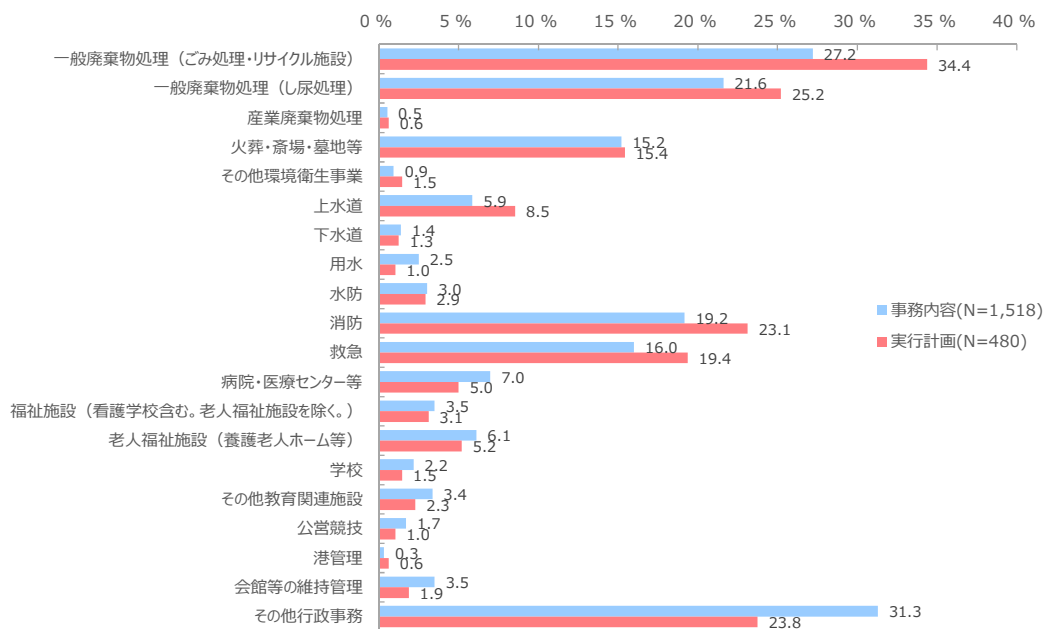
（４）一部事務組合及び広域連合の事務内容<Q0-4>

１） 団体の事務内容

地方公共団体の組合における“団体の事務内容”は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」（27.2%）が最も多く、「一般廃棄物処理（し尿処理）」（21.6%）、「消防」（19.2%）、「救急」（16.0%）と続く。

団体の事務内容のうち、“事務事業編の対象としている事務内容”は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」（34.4%）が最も多く、「一般廃棄物処理（し尿処理）」（25.2%）、「消防」（23.1%）、「救急」（19.4%）と続く。

図表 18 団体の事務内容



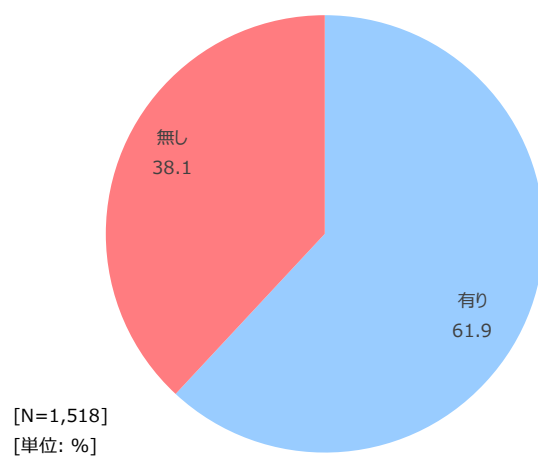
		一般廃棄物処理 (ごみ処理・リサイクル施設)	一般廃棄物処理 (し尿処理)	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急
全体	事務内容	413	328	8	231	14	89	21	38	46	291	243
	実行計画	165	121	3	74	7	41	6	5	14	111	93
比率 (%)	事務内容(N=1,518)	27.2	21.6	0.5	15.2	0.9	5.9	1.4	2.5	3.0	19.2	16.0
	実行計画(N=480)	34.4	25.2	0.6	15.4	1.5	8.5	1.3	1.0	2.9	23.1	19.4

		病院・医療センター等	福祉施設（看護学校含む。老人福祉施設を除く。）	老人福祉施設（養護老人ホーム等）	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務	合計
全体	事務内容	106	53	93	33	51	26	5	53	475	1,518
	実行計画	24	15	25	7	11	5	3	9	114	480
比率 (%)	事務内容(N=1,518)	7.0	3.5	6.1	2.2	3.4	1.7	0.3	3.5	31.3	
	実行計画(N=480)	5.0	3.1	5.2	1.5	2.3	1.0	0.6	1.9	23.8	

2) 団体が活動量を把握している施設の有無

地方公共団体の組合のうち、活動量を把握している施設がある団体は 61.9% である。

図表 19 団体が活動量を把握している施設の有無



	有	無し	合計
全体	940	578	1,518
比率 (%)	61.9	38.1	

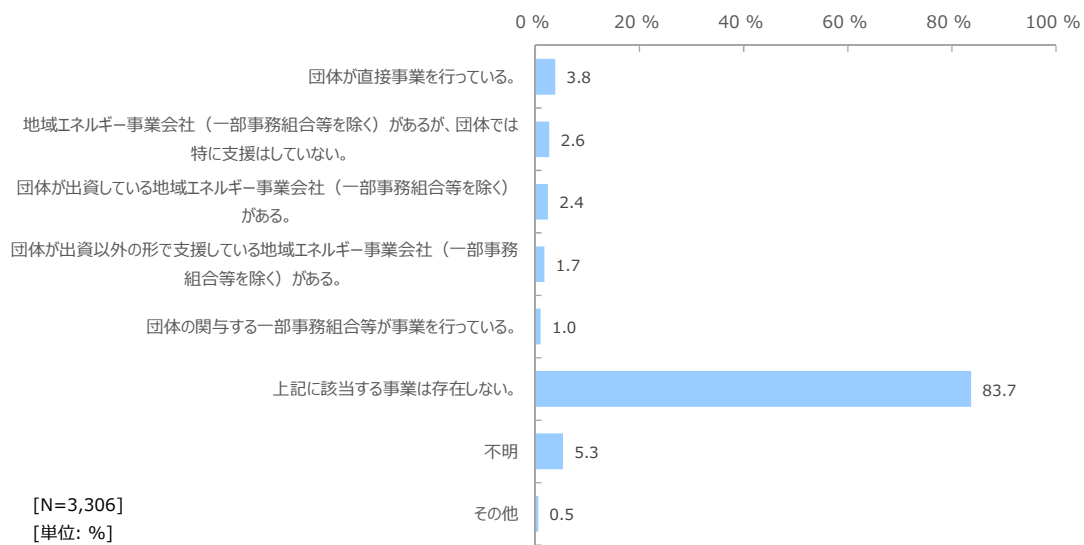
（５）地域エネルギー事業の実施状況 <Q0-5>

１） 地域エネルギー事業の取組状況 <Q0-5(1)>

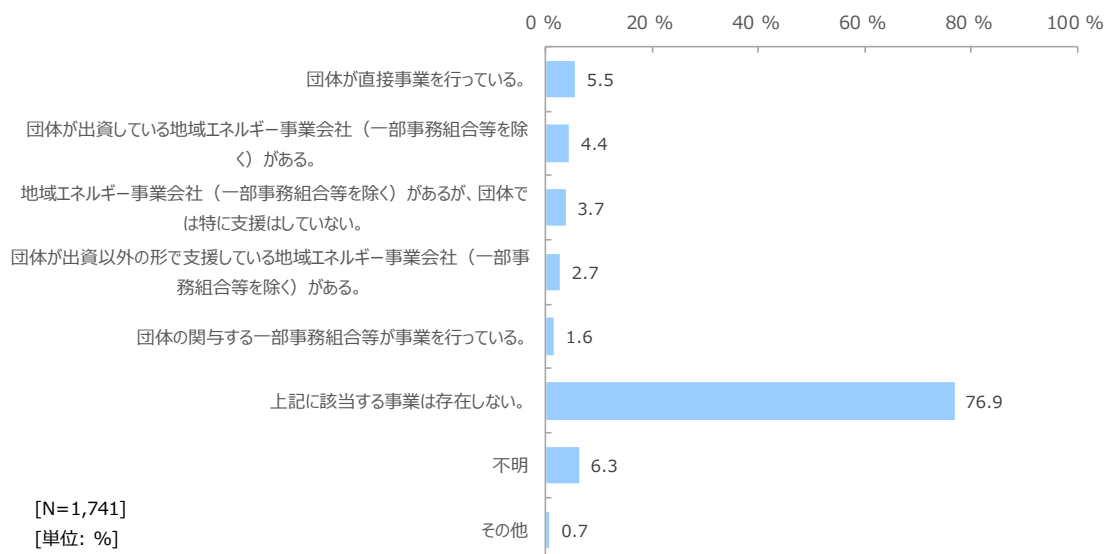
地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」が 83.7%となっている（基礎自治体においては 76.9%）。

地域エネルギー事業の取組内容としては、「団体が直接事業を行っている。」（3.8%）が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、団体では特に支援はしていない。」（2.6%）があるが、団体では特に支援はしていない。」（2.6%）が多い。

図表 20 地域エネルギー事業の取組状況

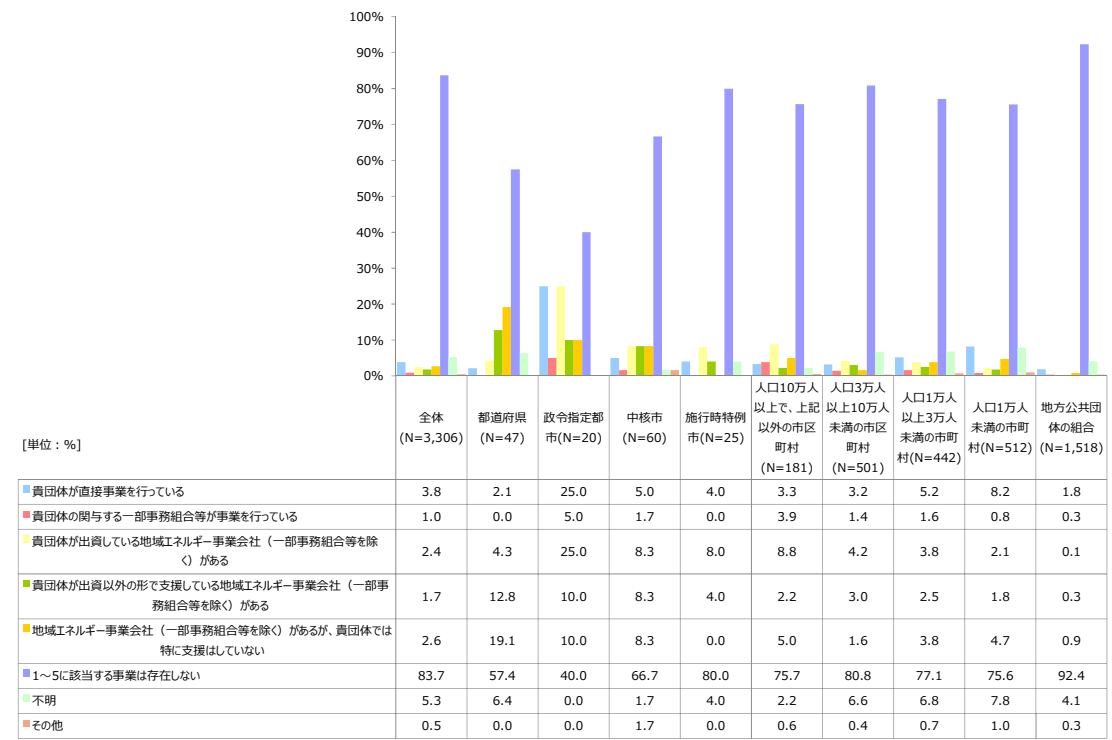


図表 21 地域エネルギー事業の取組状況【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、地域エネルギー事業の実施率が最も高いのは政令指定都市である。

図表 22 地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】

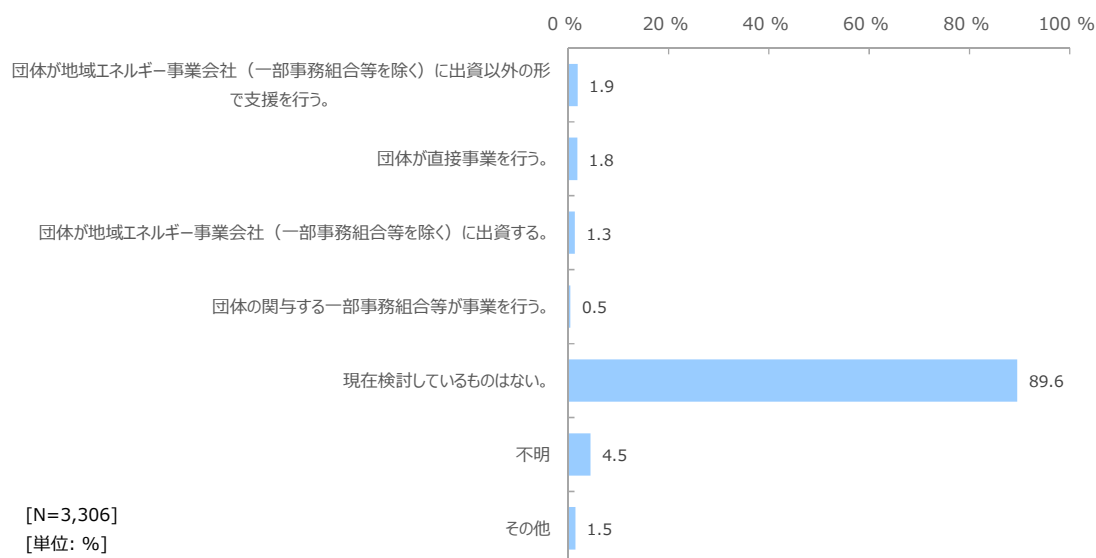


		貴団体が直接事業を行っている	貴団体の関与する一部事務組合等	貴団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある	貴団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、貴団体では特に支援はしていない	1～5に該当する事業は存在しない	不明	その他	合計
回答数	全体	125	32	80	57	87	2,767	174	3,306
	都道府県	1	0	2	6	9	27	3	47
	政令指定都市	5	1	5	2	2	8	0	20
	中核市	3	1	5	5	5	40	1	60
	施行時特例市	1	0	2	1	0	20	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	7	16	4	9	137	4	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	7	21	15	8	405	33	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	23	7	17	11	17	341	30	442
	人口1万人未満の市町村	42	4	11	9	24	387	40	512
	地方公共団体の組合	28	5	1	4	13	1,402	62	1,518
比率（%）	全体(N=3,306)	3.8	1.0	2.4	1.7	2.6	83.7	5.3	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	4.3	12.8	19.1	57.4	6.4	
	政令指定都市(N=20)	25.0	5.0	25.0	10.0	10.0	40.0	0.0	
	中核市(N=60)	5.0	1.7	8.3	8.3	8.3	66.7	1.7	
	施行時特例市(N=25)	4.0	0.0	8.0	4.0	0.0	80.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.3	3.9	8.8	2.2	5.0	75.7	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	3.2	1.4	4.2	3.0	1.6	80.8	6.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	5.2	1.6	3.8	2.5	3.8	77.1	6.8	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	8.2	0.8	2.1	1.8	4.7	75.6	7.8	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	1.8	0.3	0.1	0.3	0.9	92.4	4.1	

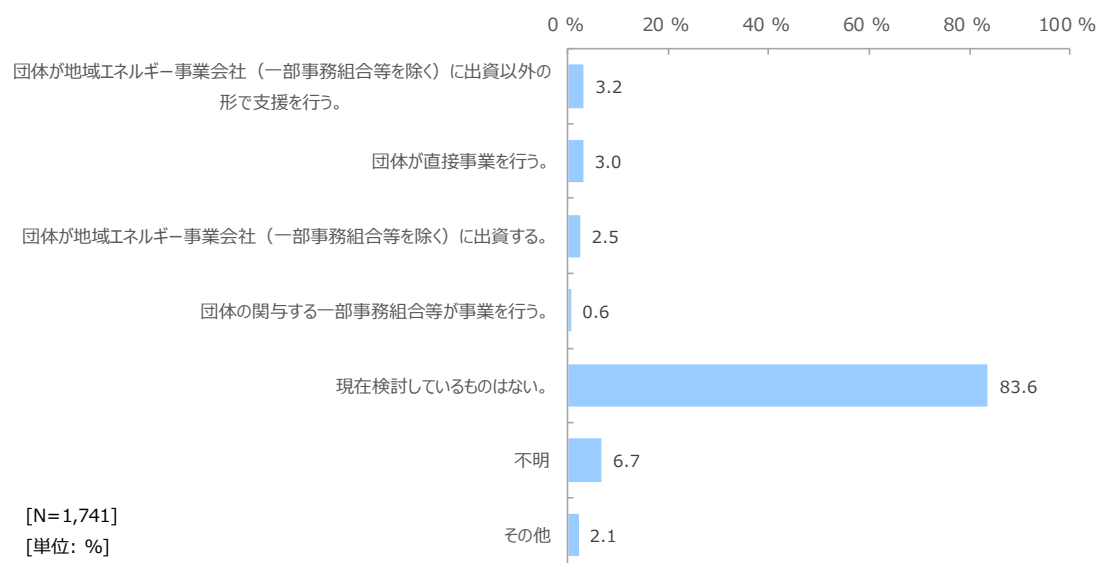
2) 地域エネルギー事業の検討状況 <Q0-5(2)>

地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」(89.6%)が多い(基礎自治体においては83.6%)。「団体が地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)に出資以外の形で支援を行う。」(1.9%)をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

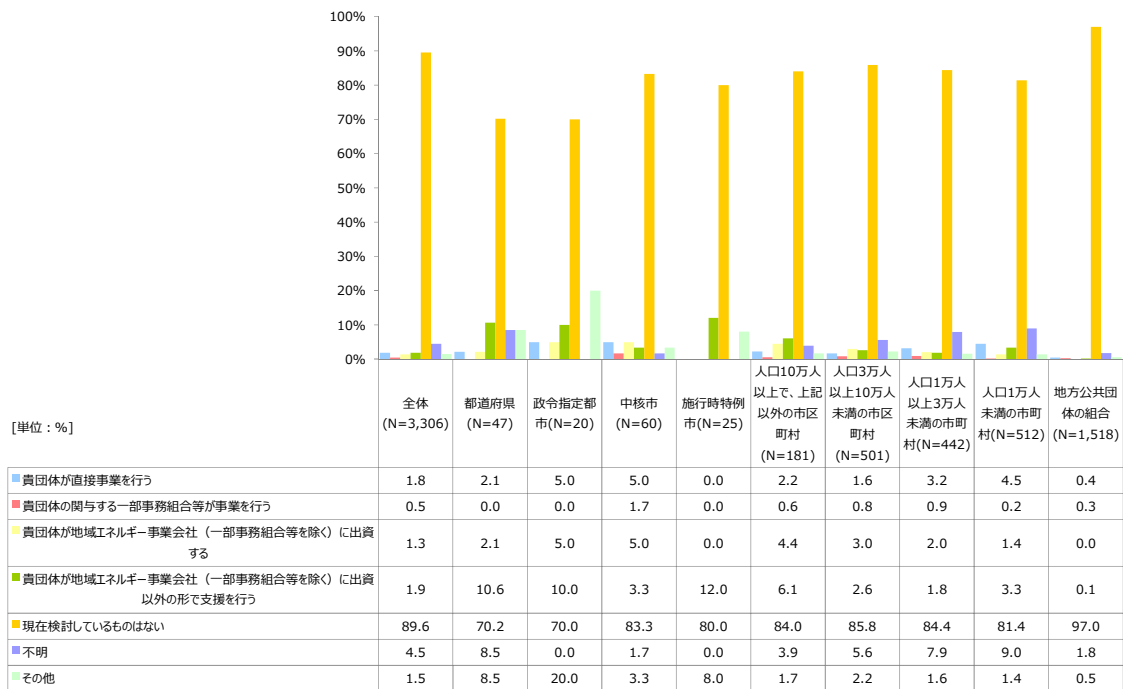
図表 23 地域エネルギー事業の検討状況



図表 24 地域エネルギー事業の検討状況【基礎自治体】



図表 25 地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】



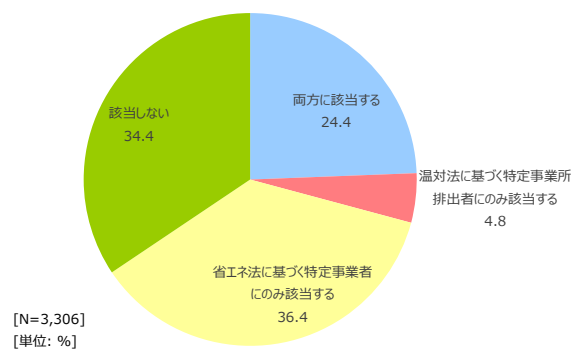
		貴団体が直接事業を行う	貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行う	貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資する	貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資以外の形で支援を行う	現在検討しているものはない	不明	その他	合計
回答数	全体	60	15	44	63	2,961	148	48	3,306
	都道府県	1	0	1	5	33	4	4	47
	政令指定都市	1	0	1	2	14	0	4	20
	中核市	3	1	3	2	50	1	2	60
	施行時特例市	0	0	0	3	20	0	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	1	8	11	152	7	3	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	4	15	13	430	28	11	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	4	9	8	373	35	7	442
	人口1万人未満の市町村	23	1	7	17	417	46	7	512
	地方公共団体の組合	6	4	0	2	1,472	27	8	1,518
比率（％）	全体(N=3,306)	1.8	0.5	1.3	1.9	89.6	4.5	1.5	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	2.1	10.6	70.2	8.5	8.5	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	5.0	10.0	70.0	0.0	20.0	
	中核市(N=60)	5.0	1.7	5.0	3.3	83.3	1.7	3.3	
	施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	12.0	80.0	0.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	2.2	0.6	4.4	6.1	84.0	3.9	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	1.6	0.8	3.0	2.6	85.8	5.6	2.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	3.2	0.9	2.0	1.8	84.4	7.9	1.6	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	4.5	0.2	1.4	3.3	81.4	9.0	1.4	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	0.4	0.3	0.0	0.1	97.0	1.8	0.5	

（６）特定事業者及び特定事業所排出者該当可否 <Q0-6>

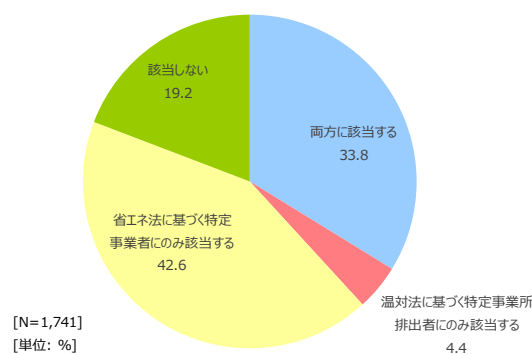
省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当状況について、「省エネ法に基づく特定事業所排出者にのみ該当する」団体が 36.4%、次いで「該当しない」団体が 34.4%、「両方に該当する」団体が 24.4%と続く。

団体区分別にみると、人口 10 万人以上の市区町村においてはいずれも「両方に該当する」団体が 90%以上となる。

図表 26 省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当可否

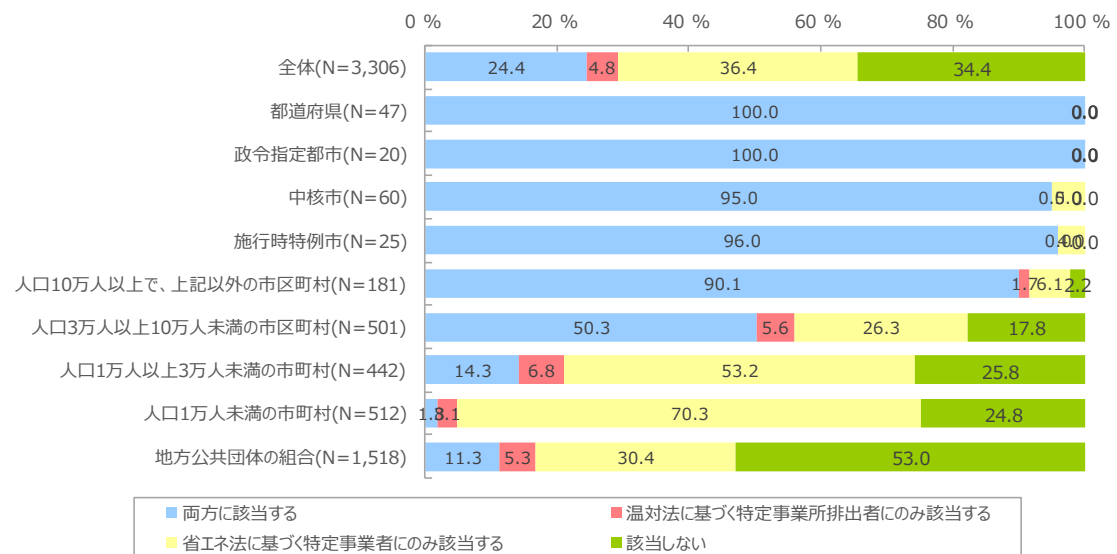


図表 27 省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当可否【基礎自治体】



	両方に該当する	温対法に基づく特定事業所排出者にのみ該当する	省エネ法に基づく特定事業者にのみ該当する	該当しない	合計
全体	588	77	742	334	1,741
比率	33.8	4.4	42.6	19.2	

図表 28 省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当可否【団体区分別】



		両方に該当する	温対法に基づく特定事業所排出者にのみ該当する	省エネ法に基づく特定事業者にのみ該当する	該当しない	合計
回答数	全体	807	158	1,203	1,138	3,306
	都道府県	47	0	0	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	57	0	3	0	60
	施行時特例市	24	0	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	163	3	11	4	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	252	28	132	89	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	63	30	235	114	442
	人口1万人未満の市町村	9	16	360	127	512
	地方公共団体の組合	172	81	461	804	1,518
比率 (%)	全体(N=3,306)	24.4	4.8	36.4	34.4	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	96.0	0.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	90.1	1.7	6.1	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	50.3	5.6	26.3	17.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	14.3	6.8	53.2	25.8	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	1.8	3.1	70.3	24.8	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	11.3	5.3	30.4	53.0	

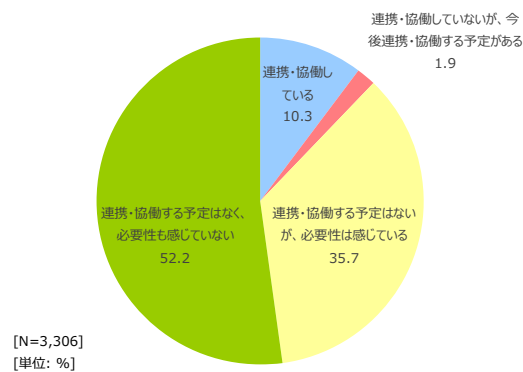
（７）地球温暖化対策における民間企業との連携・協働状況

<Q0-7>

１）民間企業との連携・協働状況

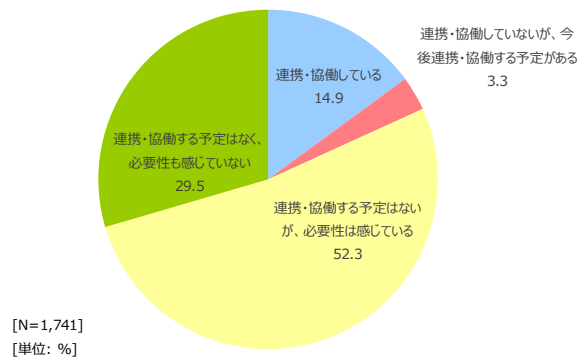
回答団体全体において、地球温暖化対策において民間企業と連携・協働を進めている団体は全体の 10.3%に留まっているが、35.7%の団体においては今後の連携の必要性を感じている。基礎自治体においては、民間企業と連携・協働を進めている団体が 14.9%、今後の連携の必要性を感じている団体は 52.3%。

図表 29 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働状況



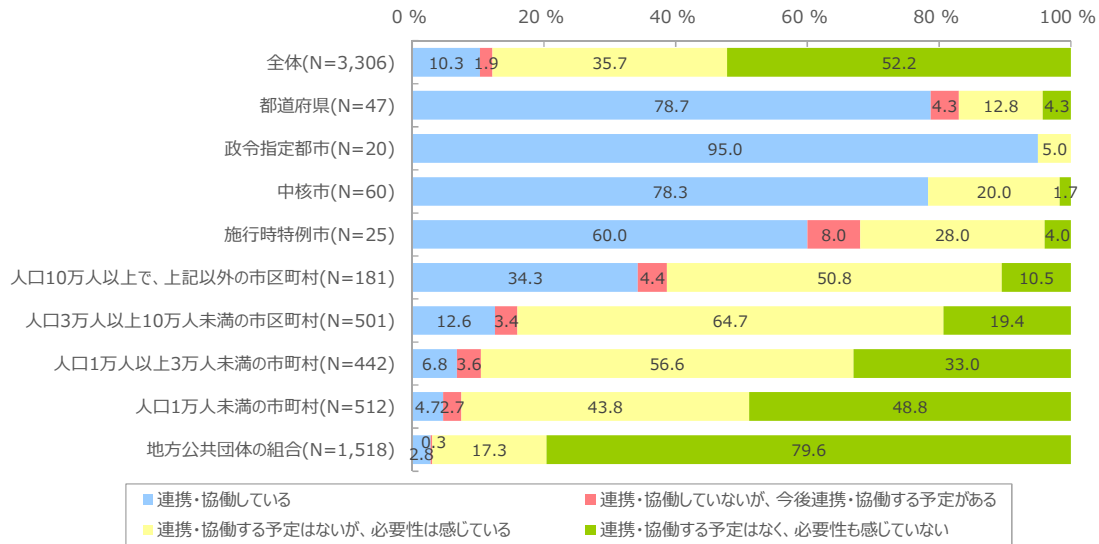
図表 30 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働状況

【基礎自治体】



	連携・協働している	連携・協働する予定があるが、今後連携・協働しない	連携・協働する必要があるが、必要でない	連携・協働する予定もない	合計
全体	260	57	910	514	1,741
比率	14.9	3.3	52.3	29.5	

図表 31 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働状況
【団体区分別】

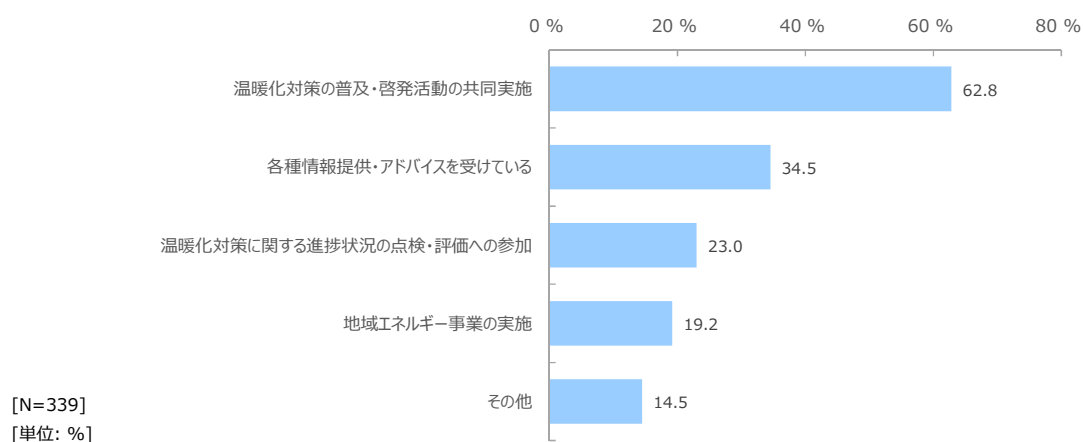


		連携・協働している	連携・協働していないが、今後連携・協働する予定がある	連携・協働する予定はないが、必要性を感じている	連携・協働する予定はなく、必要性も感じていない	合計
回答数	全体	339	63	1,179	1,725	3,306
	都道府県	37	2	6	2	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	47	0	12	1	60
	施行時特例市	15	2	7	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	62	8	92	19	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	63	17	324	97	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	30	16	250	146	442
	人口1万人未満の市町村	24	14	224	250	512
	地方公共団体の組合	42	4	263	1,209	1,518
比率 (%)	全体(N=3,306)	10.3	1.9	35.7	52.2	
	都道府県(N=47)	78.7	4.3	12.8	4.3	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=60)	78.3	0.0	20.0	1.7	
	施行時特例市(N=25)	60.0	8.0	28.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	34.3	4.4	50.8	10.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	12.6	3.4	64.7	19.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	6.8	3.6	56.6	33.0	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	4.7	2.7	43.8	48.8	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	2.8	0.3	17.3	79.6	

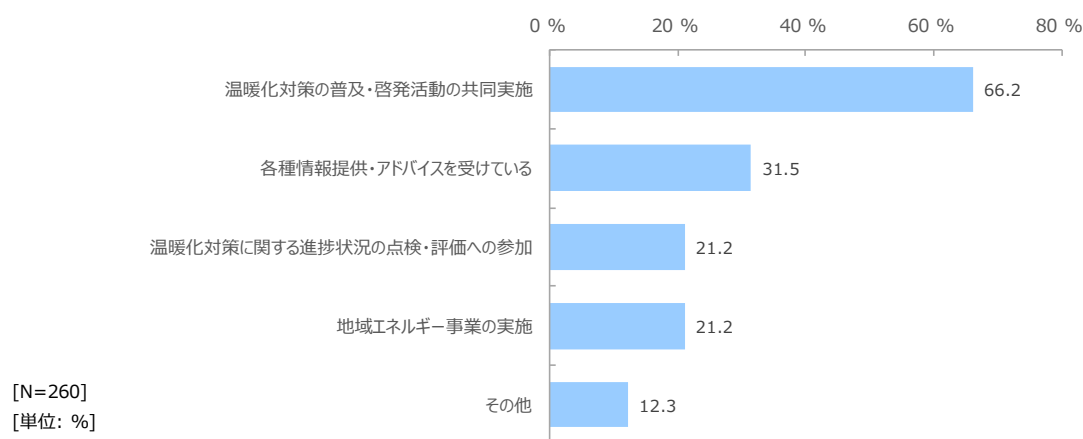
2) 民間企業との連携・協働内容

回答団体全体において民間企業と連携・協働して実施している取組としては「温暖化対策の普及・啓発活動の共同実施」が 62.8%（基礎自治体においては 66.2%）と最も多く、「各種情報提供・アドバイスを受けている」「温暖化対策進捗状況の点検・評価への参加」「地域エネルギー事業の実施」と続く。今後連携・協働の必要性が高いとされている取組は「温暖化対策の普及・啓発活動の共同実施」が 76.7%（基礎自治体においては 80.6%）と最も多い。

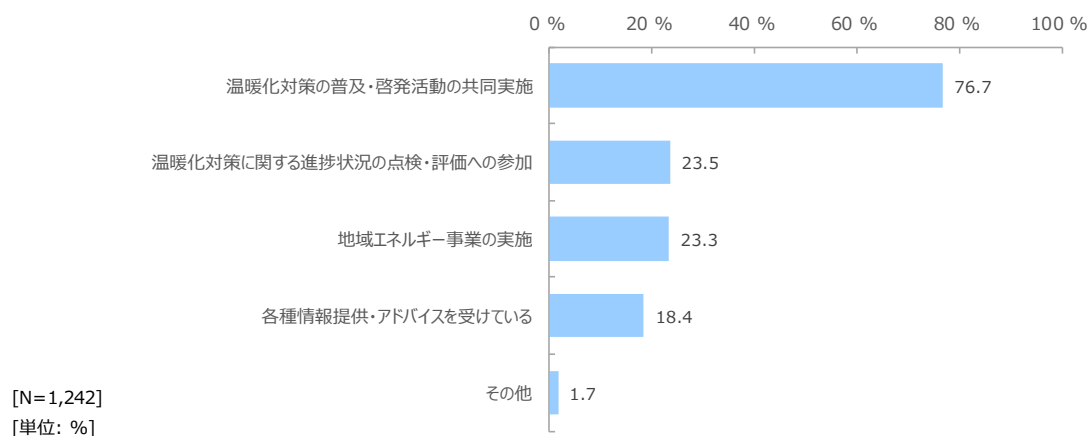
図表 32 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働内容



図表 33 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働内容
【基礎自治体】



図表 34 地球温暖化対策において今後民間企業と連携・協働の必要性を感じている内容



図表 35 地球温暖化対策において今後民間企業と連携・協働の必要性を感じている内容【基礎自治体】

